

令和6年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和6年8月23日（金） 午後2時00分から午後2時56分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	出	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	出	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
—	空席	出	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
出	木場 夏芳	出	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	出	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	出	高田 裕幸	出	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主 査 末次 孝

5 事務局職員	局 長	宮地 智治
	次長兼農地係長	松元 敏幸
	主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
	主 幹	前迫 篤弘
	主 査	池畑 信幸
	主 査	白坂 周子
	主 査	久保園 勲（輝北総合支所産業建設課）
	主 査	末吉 将敬（串良総合支所産業建設課）
	主 査	下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第五条の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農用地利用集積等促進計画（案）について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 田中 次男 委員 ・ 徳田 潤一 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿 屋 市 農 業 委 員

鹿 屋 市 農 業 委 員

令和6年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和6年8月23日（金） 開会 午後2時00分 閉会 午後2時56分

鹿屋市役所7階大会議室

局 長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議 長 ただいまから、令和6年度第5回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 本日の、欠席はいらっしゃいません。出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席もいらっしゃいません。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第31条 第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号5番の田中委員と、6番の徳田委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第34号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第34号につきましては、1頁から41頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和6年8月26日です。合計面積は、23万6千306㎡、うち更新分17万3千83㎡、内訳として、田が1万5千572㎡、畑が22万734㎡です。利用権を設定する者が64人、設定を受ける者が47人です。始期は、いずれも令和6年9月1日です。期間は、1年、3年、5年、6年、10年、20年です。次の3頁から34頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から4頁の4番は、設定期間が1年です。1番、2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、次の5番から8頁の12番までは、設定期間が3年です。5番、6番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、7番は、賃借権で新規設定。8番は、賃借権で再設定。

次に、7頁、9番は、賃借権で再設定。10番は、使用貸借権で再設定。

次に、8頁、11番は、賃借権で再設定。12番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に、9頁、次の13番から17頁の30番までは、設定期間が5年です。13番、14番は賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番、16番は、使用貸借権で新規設定。

次に、11頁、17番、18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番は、賃借権で新規設定。20番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、21番、22番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、23番、24番は、賃借権で再設定。

次に、15頁、25番は、賃借権で再設定。26番は、使用貸借権で再設定。

次に、16頁、27番は、使用貸借権で再設定。28番は、賃借権で再設定。

次に、17頁、29番は、賃借権で再設定。30番は、農業委員会の取決め制限に当たりますので後ほど説明します。

次に、18頁、次の31番から23頁の41番までは、設定期間が6年です。31番、32番は賃借権で新規設定。

次に、19頁、33番は、賃借権で新規設定。34番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、35番、36番は、賃借権で再設定。

次に、21頁、37番、38番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、39番、40番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、41番は、賃借権で再設定。次の42番から33頁の60番までは、設定期間が10年です。42番は、賃借権で新規設定。

次に、24頁、43番、44番は、賃借権で新規設定。

次に、25頁、45番、46番は、賃借権で新規設定。

次に、26頁、47番、48番は、賃借権で新規設定。次に、27頁、49番は、賃借権で新規設定。50番は、賃借権で再設定。

次に、28頁、51番、52番は、賃借権で再設定。

次に、29頁、53番、54番は、賃借権で再設定。

1頁とんで次に、31頁、55番、56番は、賃借権で再設定。

次に、32頁、57番、58番は、賃借権で再設定。

次に、33頁、59番、60番は、賃借権で再設定。

次に、34頁、次の61番は、設定期間が20年です。61番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 34 頁までの 61 件の利用権設定ですが、8 頁の 3 年もの 12 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、本田委員に退席をいただき審議します。

（本田委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 8 頁の 12 番は、借人の本田委員のご子息が賃借権の再設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 本田委員に係る 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（本田委員：着席）

本田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、17 頁の 5 年もの 30 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、福元里美委員に退席をいただき審議します。

（福元里美委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 17 頁の 30 番は、借人の福元委員のご主人が賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元里美委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（福元里美委員：着席）

福元里美委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 59 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、35 頁、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、35 頁から 41 頁です。まず、35 頁で説明します。公告年月日は令和 6 年 8 月 26 日、合計面積は、3 万 9 千 606 m²です。内訳としまして、田が 2 千 993 m²、畑が 3 万 6 千 613 m²です。所有権を移転する者が 8 人、所有権の移転を受ける者が 6 人です。

次に 36 頁、次の 1 番から 41 頁の 11 番までは全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したもの 11 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、42 頁、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 35 号につきましては、42 頁から 43 頁です。今回は、所有権移転が 9 件です。

初めに、42 頁です。1 番は、畑が 1 筆で 2 千 10 m²の贈与です。2 番は、田が 1 筆で 526 m²の売買です。3 番は、畑が 1 筆で 1 千 811 m²の贈与です。4 番は、畑が 1 筆で 373 m²の売買です。5 番は、畑が 1 筆で 1 千 418 m²の売買です。

次に、43 頁です。6 番は、田が 1 筆、畑が 1 筆で 2 千 694 m²の売買です。

次の 7 番から 9 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、43 頁の 7 番から 9 番を川崎委員に、報告をお願いします。

川 崎 議席番号 4 番の川崎です。去る 8 月 9 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

43 頁の 7 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、季節野菜を作付けするとのことでした。

次に 8 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

次に 9 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については、親戚から譲り受けることを確認しました。取得する農地では、有機野菜を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 9 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、44 頁、議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 36 号につきましては、44 頁から 46 頁です。44 頁をご覧ください。

1 番は、宅地を分譲するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、45 頁、3 番は、宅地を分譲するもので、農地区分は 3 の 5 です。

4 番は、特定建築条件付土地を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。

5 番は、車庫、物置を整備するもので、農地区分は 1 の 5 です。なお、令和 5 年度第 12 回総会で審議済みです。

次の 6 番から 46 頁の 10 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、45 頁の 6 番から 46 頁の 8 番までを新原委員に、9 番、10 番を大重委員に、報告をお願いします。

新 原 議席番号 1 番の新原です。去る 8 月 8 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、45 頁の 6 番ですが、申請地は鹿屋東中学校の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に特定建築条件付土地を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、46 頁の 7 番ですが、申請地は細山田中学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行済みであることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、8 番ですが、申請地は輝北総合支所の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、6 番から 8 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れが

ないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

大 重 議席番号3番の大重です。去る8月9日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、46頁の9番ですが、申請地は吾平総合支所の北東に位置し、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に貸駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、10番ですが、申請地は大始良小学校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、9番及び10番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました10件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、47頁、議案第37号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第37号につきましては、47頁から56頁です。47頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は9件です。対象面積は、畑が1万16㎡です。次の48頁から56頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、47頁の1番から5番までを田原委員に、6番から9番までを永山委員に、報告をお願いします。

田 原 議席番号2番の田原です。去る8月8日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。47頁をご覧ください。

まず、1番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は48頁です。申請人は市内の居住者で、申請地に一般住宅を建設する計画です。申請地は郷之原自治公民館の東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、西原土地改良区の受益地でもあることから第一種農地と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。但し、申請地は500㎡を超過しており、またその一部が進入用道路として既に整備済みであることから、始末書の提出が必要であると考えます。

次に2番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は49頁です。申請人は市内の居住者で、申請地に一般住宅建設に伴う合併浄化槽を整備する計画です。申請地は更和公民館の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、笠之原土地改良区の受益地でもあることから第一種農地と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は50頁です。申請人は市内の居住者で、申請地は東西自治公民館の南東に位置する農用地区域内農地と判断され、申請地に、農業用施設である農業用倉庫、トラクター置場及びロール置場を建設、整備する計画であるが、農用地区域内農地の許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は51頁です。申請人は市内の居住者で、申請地に一般住宅を建設する計画です。申請地は鹿屋東中学校の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある第一種農地と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は52頁です。申請人は市外の法人で、申請地に特定建築条件付売買予定地を整備する計画です。申請地は川西簡易郵便局の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある第一種農地と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。以上です。

永 山 推進委員の永山です。去る8月8日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

引き続き、47頁の6番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は53頁です。申請人は市内の居住者で、申請地は吾平小学校の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある第一種農地と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に7番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は54頁です。申請人は市内の法人で、申請地は萩塚簡易郵便局の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。今回、農業用施設である、農業用倉庫及び農業用資材置場等を建設する計画であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われるので、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に8番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は55頁です。申請人は市内の法人

で、申請地は名貫町集落センターの南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。今回、農業用施設である、豚舎を建設する計画であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われるので、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 9 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 56 頁です。申請人は市内の居住者で、一般住宅及びカーポートを建設する計画です。申請地は野里町集落センターの南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、肝属中部土地改良区の受益地でもあることから第一種農地と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。以上です。

議 長 ただいま、報告がありました 9 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、57 頁、議案第 38 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 38 号につきましては、57 頁です。今回は 3 件です。

次の 1 番から 3 番については、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、57 頁の 1 番、2 番を中尾委員に、3 番を岩下委員に、報告をお願いします。

中 尾 推進委員の中尾です。去る 8 月 9 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。まず、57 頁の 1 番の 1 筆目ですが、申請地は、旭原公民館の南東に位置し、平成 15 年頃から宅地として利用しているとのことでした。次に 2 筆目から 5 筆目ですが、申請地は、高松公民館の西に位置し、昭和の時代から山林化しているとのことでした。いずれも、周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番です。申請地は、谷田研修館の北に位置し、平成 15 年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

岩 下 推進委員の岩下です。去る 8 月 9 日、記載の委員 2 名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。57 頁の 3 番ですが、申請地は、西俣小学校の北に位置し、平成 14 年月日不詳から山林化しているとのことでした。土地の状況から一部は山林化し

ていましたが、残りの部分については、現在は耕作されていませんが、農地への復元が可能と思われることから、非農地には該当しないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました 3 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、3 番以外については農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、58 頁、議案第 39 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 39 号につきましては、58 頁から 59 頁です。今回新たに、譲渡希望が 58 頁の 1 番から 7 番までの 7 件ですのでお目通し願います。

なお、1 番、3 番及び 5 番は賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が 59 頁の 1 番から 4 番の 4 件ですのでお目通し願います。

なお、2 番は無償でも可としております。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

58 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を川崎委員と木場委員に、2 番を徳田委員と折尾委員に、3 番と 4 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、5 番を本田委員と福元里美委員に、6 番を寺下委員と持増委員に、7 番を田中委員と下久保委員にお願いします。

次に、59 頁、賃貸借希望の 1 番を田中委員と下久保委員に、2 番を私福元と入佐委員に、3 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、4 番を村山委員と上別府委員にお願いします。

次に、60 頁、「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）について」報告いたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 まず、報告の前にご説明します。現在、中間管理権設定による開始月 3 か月前の農用地利用集積等促進計画（案）の農業委員会への提出時期など、農政課と調整を行っているところです。調整において、今回は、既に県の承認決定がなされた令和 6 年 10 月 1 日始期の 17 件について報告します。

なお、農政課との調整により準備が整い次第、議案として皆様からご意見をお聞きすることとしたいと考えます。

また、議事参与制限、農業委員会の取決め制限はお諮りいたしませんのでよろしくお願いします。

資料 60 頁をご覧ください。中間管理権設定につきましては、60 頁から 69 頁です。公告年月日は、令和 6 年 8 月 26 日です。合計面積は、3 万 4 千 457 m²で、うち、田が 1 万 2

千 289 m²、畑が 2 万 2 千 168 m²です。利用権を設定する者が 17 人、利用権の設定を受ける者が 10 人です。始期は全て、令和 6 年 10 月 1 日で、期間は 3 年、5 年、8 年、10 年です。

61 頁をご覧ください。次の 1 番は、設定期間が 3 年です。1 番は、賃借権で新規設定。次の 2 番から 64 頁の 8 番までは、設定期間が 5 年です。2 番は、賃借権で新規設定。

次に、62 頁、3 番、4 番は、賃借権で新規設定。

次に、63 頁、5 番は、賃借権で新規設定。6 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、64 頁、7 番、8 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、65 頁、次の 9 番は、設定期間が 8 年です。9 番は、賃借権で新規設定。次の 10 番から 69 頁の 17 番までは、設定期間が 10 年です。10 番は、賃借権で新規設定。

次に、66 頁、11 番、12 番は、賃借権で新規設定。

次に、67 頁、13 番、14 番は、賃借権で新規設定。

次に、68 頁、15 番、16 番は、賃借権で新規設定。

次に、69 頁、17 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、60 頁から、69 頁まで計 17 件の農地中間管理権設定です。報告しておきます。

次に、70 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 70 頁をご覧ください。合意解約につきましては、70 頁から 75 頁です。今回は 12 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、70 頁から 75 頁まで 12 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 5 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について事務局の説明をお願いします。

局 長 それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について説明します。お手元の資料をご覧ください。

指針につきましては、「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務と位置づけられ、3 年前に作成した指針を元に、新たな指針の作成が義務付けられているところです。指針では、1、遊休農地の発生防止・解消について、2、担い手への農地利用の集積・集約化について、3、新規参入の促進についての 3 点について具体的な数値目標と推進方法

を定めることとなっております。

今回、素案をお手元に配布しておりますが、数値目標等内容をご確認いただき、ご意見をいただきたいと思います。ご意見等があれば事務局まで連絡ください。

いただいたご意見等を次回総会までに整理し、9月総会で内容を報告し、鹿屋市農業委員会の指針として、承認をいただく計画です。以上で説明を終わります。

議 長 それでは、9月の総会で承認をいただき市ホームページへ掲載する方向であります。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので意見等がありましたら事務局へ連絡いただければ次回総会までに整理し、9月総会で内容を報告いたします。

他に何かありませんか。

局 長 それでは、9月の調査委員を申し上げます。

9月10日、火曜日、4条・5条の調査が、田中委員、木場委員でございます。

9月10日、火曜日、農振調査が、徳田委員、下久保委員でございます。

9月11日、水曜日、4条・5条の調査が、中塩屋委員、折尾委員でございます。

9月11日、水曜日、3条調査が、寺下委員、細川委員でございます。

9月の総会は、9月20日、金曜日の9時から市役所7階大会議室となります。以上です。

議 長 他にありませんか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

なければ、これをもちまして令和6年度第5回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（ 閉 会 ）